

平成 27 年 3 月 26 日
秋田市障がい者総合支援協議会

平成 26 年度秋田市障がい者総合支援協議会相談支援部会の総括について

部 会：秋田市障がい者総合支援協議会相談支援部会
部会長：秋田市障がい者総合支援協議会相談支援部会会長
委 員：秋田市障がい者総合支援協議会相談支援部会委員

1 平成 26 年度の目指すべき方向性と課題について

(1) 協議の方向性

平成 26 年度の相談部会における目指すべき方向性は次のとおりであった。

障がい児（者）や、家族が抱える日常生活の困りごと相談への対応のため、相談支援事業者が中心となり、以下に掲げる課題に取り組むもの

- ① サービス等利用計画等の作成に関する意思統一のための連絡調整とスキルアップ
- ② 障がい者の生活課題の整理と検討
- ③ 困難事例の協議
- ④ 社会資源の検証・開発
- ⑤ 虐待相談に関する協議

(2) 協議内容

(1)に掲げる目指すべき方向性を踏まえ、次の課題について協議を行うこととした。

- ① サービス等利用計画等の作成プロセスの統一化およびスキルアップに向けた情報交換について
 - ア 相談支援事業所へのアンケート調査
 - イ 特別支援学校高等部卒業生等の就労支援にかかるアセスメント方法
- ② 課題解決に向けた事例検討について
- ③ 障がい者虐待の防止に向けた対応整備と関係機関の連絡協力体制の整備について
 - ア 虐待事案への対応について、その対応方法の妥当性の検証
 - イ 被虐待者の一時保護受入先拡充のための短期入所施設に対する施設提供の依頼
- ④ 自然災害等への対応、連絡体制の整備
 - ア 災害時アクションプランの周知方法について（各障害福祉サービス事業所宛）
 - イ 携帯電話メール機能を活用した連絡体制の構築について

2 協議の方法について

今年度については、支援内容ごとにより具体的な協議を進めるため、協議の方法については、次に掲げる方法のとおり行うこととした。

① 運営会議の開催

「協議会」で協議のあった課題等について情報共有を図り、「部会」でのスムーズな運営を行うための準備やその方法等について確認または協議をするため「運営会議」を必要に応じて開催する。

② 部会の開催

協議会からの課題検討の依頼のあった内容や各部会の判断により独自に協議が必要と判断した事項について協議を行うため、必要に応じて開催する。

3 協議の経緯について（○：運営会議 □：部会 △：合同部会）

○H26.6.13(金) 第1回 合同運営会議 研修棟第4研修室 PM3:30～4:30

・出席者：斎藤委員、牧野委員、小野寺委員、事務局（障がい福祉課から2名）

・主な協議内容等

- (1) 協議会と各部会の関係について
- (2) 各部会の運営方法について
- (3) 各部会の目指すべき方向性と26年度の課題について
- (4) 各部会の今後のスケジュールについて

△H26.6.18(水) 第1回 相談支援部会および就労合同部会 研修棟第4研修室 PM1:30～3:40

・出席者：斎藤委員、平野委員、岩本委員、利部委員、宮田委員、片桐委員、畠山委員、淀川委員、柴田委員、伊藤委員、牧野委員（就労部会）、畠山委員（就労部会）、設置運営要綱18条に基づく関係者【茨木氏（ほのぼの）、岩本氏（ラポール茨島）、松橋氏（緑光苑）、田中氏（アキタネット）、黒川氏（ゆうこうえん）】、事務局（障がい福祉課4名、）

・主な協議内容等

(1) 就労部会との関連事項

- ① 秋田市の計画相談等支給決定進捗状況について（報告）
- ② 特別支援学校高等部卒業生等の就労支援に係るアセスメント評価シートの利用について

(2) 相談支援部会関連事項

- ① 平成26年度相談支援部会の取り組みおよび今後のスケジュールについて
- ② 災害関連・対策情報送受信のための電子メールアドレス情報の提供について
- ③ 計画相談支援等の完全実施に向けた体制整備の加速化策として考えられる手法について
- ④ 重度訪問介護対象拡大に伴う支給決定事務等に係る留意事項について

⑤ 相談支援事業所へのアンケート調査について

○H26.7.14(月) 第2回 運営会議 研修棟第4研修室 PM3:00~4:30

・出席者：斎藤委員、平野委員、岩本委員、事務局（障がい福祉課から2名）

・主な協議内容等

(1) サービス等利用計画の作成プロセスの統一化について

・相談支援事業所へのアンケート調査の集計結果を踏まえた協議の進め方について

□H26.7.16(水) 第2回 部会 あきぎんスタジアム会議研修室 PM1:30~4:00

・出席者：斎藤委員（部会長）、平野委員、岩本委員、利部委員、宮本委員、鈴木氏（片桐委員代理）
畠山委員、淀川委員、田原委員、柴田委員、伊藤委員、設置運営要綱18条に基づく関係者
【岩本氏（ラポール茨島）、黒川氏（ゆうこうえん）、田中氏（アキタネット）】、事務局（障がい福祉課2名）

・主な協議内容等

(1) サービス等利用計画の作成プロセスの統一化について

(2) 自然災害等への対応、連絡体制の整備について

□H26.8.20(水) 第3回 部会 議場棟第3委員会室 PM1:30~3:30

・出席者：斎藤委員（部会長）、平野委員、岩本委員、利部委員、宮本委員、鈴木氏（片桐委員代理）
淀川委員、柴田委員、石井委員、設置運営要綱18条に基づく関係者【藤原氏（ごろりんは
うす）、茨木氏（ほのぼの）、岩本氏（ラポール茨島）、黒川氏（ゆうこうえん）、田中氏
（アキタネット）】、事務局（障がい福祉課4名）

・主な協議内容等

(1) サービス等利用計画の作成プロセスの統一化について

(2) 自然災害等への対応、連絡体制の整備について

□H26.9.17(水) 第4回 部会 あきぎんスタジアム会議研修室 PM1:30~3:40

・出席者：斎藤委員（部会長）、平野委員、岩本委員、利部委員、宮田委員、片桐委員、畠山委員
淀川委員、石井委員、設置運営要綱18条に基づく関係者【茨木氏（ほのぼの）、黒川氏（ゆ
うこうえん）、田中氏（アキタネット）、松橋氏（緑光苑）、原田氏（ニコニコ）】、事
務局（障がい福祉課2名）

・主な協議内容等

(1) 障害者虐待防止法に向けた対応整備と関係機関の連絡協力体制の整備について

□H26.10.15(水) 第5回 部会 あきぎんスタジアム会議研修室 PM1:30~3:30

・出席者：斎藤委員（部会長）、平野委員、岩本委員、利部委員、宮田委員、畠山委員、淀川委員
伊藤委員、設置運営要綱18条に基づく関係者【茨木氏（ほのぼの）、岩本氏（ラポール茨

島)、黒川氏(ゆうこうえん)、松橋氏(緑光苑)、原田氏(ニコニコ)】

・主な協議内容等

(1) 事例検討

△H26. 11. 19(水) 第6回 相談支援部会および就労合同部会 あきぎんスタジアム会議
研修室 PM1:30~3:30

・出席者：斎藤委員(部会長)、利部委員、宮田委員、片桐委員、畠山委員、戸嶋氏(岩本委員代理)
淀川委員、船起氏(田原委員代理)、伊藤委員、牧野委員(就労部会)、畠山委員(就労
部会)、近江委員(就労部会)、設置運営要綱18条に基づく関係者【秋本氏(ごろりんは
うす)、茨木氏(ほのぼの)、岩本氏(ラポール茨島)、田中氏(アキタネット)、松橋
氏(緑光苑)、原田氏(ニコニコ)、菊池氏(げんきハウス)、佐藤氏(秋田ワークセン
ター)、長井氏・保坂氏(就労支援センターこまち)】、事務局(障がい福祉課4名)

・主な協議内容等

(1) 特別支援学校高等部卒業生等に係る就労継続支援B型事業の利用について

□H26. 12. 17(水) 第7回 部会 あきぎんスタジアム会議研修室 PM1:30~3:20

・出席者：斎藤委員(部会長)、平野委員、岩本委員、利部委員、淀川委員、柴田委員、
設置運営要綱18条に基づく関係者【茨木氏(ほのぼの)、原田氏(ニコニコ)】

・主な協議内容等

(1) 今年度の協議内容の振り返り、意見交換

□H27. 1. 21(水) 第8回 部会 あきぎんスタジアム会議研修室 PM1:30~2:45

・出席者：斎藤委員(部会長)、平野委員、岩本委員、利部委員、宮本委員、畠山委員、伊藤委員
船起氏(田原委員代理)、石井委員、設置運営要綱18条に基づく関係者【秋本氏(ごろり
んはうす)、茨木氏(ほのぼの)、岩本氏(ラポール茨島)、菊池氏(高清水園)、松橋
氏(緑光苑)、原田氏(ニコニコ)、黒川氏(ゆうこうえん)】、事務局(障がい福祉課
3名)

・主な協議内容等

- (1) 今年度の協議内容の総括について
- (2) 平成26年度12月末現在の計画相談等進捗状況について
- (3) 特別支援学校高等部卒業生等に係る就労継続支援B型事業の利用について
- (4) 来年度の協議内容について

○H27. 2. 24(火) 第3回 運営会議 あきぎんスタジアム会議研修室 PM3:30~4:30

・出席者：斎藤委員、平野委員、事務局(障がい福祉課から2名)

・主な協議内容等

(1) 今年度の協議内容のとりまとめについて

4 協議結果：協議の成果と今後の検討課題について

(1) サービス等利用計画等の作成プロセスの統一化およびスキルアップに向けた情報交換について

① 協議の成果

ア) 相談支援事業所へのアンケート調査

各相談支援事業所へ①現在の（平成26年6月末現在）対応件数②計画を作成できる相談支援専門員の人数③相談支援専門員1人当たりの対応件数④計画相談・障がい児相談・地域相談に関わるその他の職員数⑤業務を行う上で困っている事⑥障がい福祉課、他の相談支援事業所に確認したいこと⑦その他の7項目のアンケートを実施。相談支援事業所間で確認・協議出来るものと、障がい福祉課から回答を頂くものの2つに分け、各事業所においてサービス等利用計画の作成について、標準化した対応が出来るよう協議・確認を行い、情報共有を図った。

また、障がい福祉課から回答を頂き説明を受けたものは「秋田市における相談支援 Q&A 第2弾」として今後も活用していくこととした。

イ) 特別支援学校高等部卒業生等の就労支援にかかるアセスメント方法

平成27年度から完全実施となる「就労移行支援事業所でのアセスメントを経ての就労継続支援B型事業利用」（要件該当者）に向けて、就労部会・就労移行支援事業所と合同で協議を重ね、秋田市版のルールを定めたプロセス表を作成し、確認・共有を図った。

② 今後の検討課題

秋田市内の相談支援事業所でのサービス等利用計画の取り組みが標準化し、利用者・家族・サービス提供事業所等で戸惑いが生じないようにプロセスを確認し合う必要がある。

また、利用者の円滑な障害福祉サービスの利用に向け、新規に立ち上がる相談支援事業所への支援や、相談支援専門員が孤立しないよう、部会全体で協力し合う体制づくりを進めていく。

特別支援学校高等部卒業生等の就労支援にかかるアセスメント方法については、実施事業所や就労部会と調整を図りながら、スムーズに実施できるよう取り組みを検証していく。

(2) 課題解決に向けた事例検討について

① 協議の成果

平成24年度より、本格的に計画相談が実施され、障害福祉サービスを含めたライフプランの作成が求められている。その中でインフォーマルなサービスを含めて解決困難な事例や新たな課題などが表面化してきている。その状況を鑑みて委託事業所3ヶ所より事例を発表し、障がい属性の理解と課題解決に向けたスキルアップを図った。

② 今後の検討課題

時代の移り変わりにより、障がいのあるなしにかかわらず、地域で普通の生活を送っていくために今までには予想されなかった課題や支援の必要性が求められてきている。個別対応による課題解決に向けたスキルアップはもとより、今後増えてくると予想される課題や整備すべき社会資源の発掘を行い、対応策について検討していく。

(3) 障がい者虐待の防止に向けた対応整備と関係機関の連絡協力体制の整備について

① 協議の成果

ア) 虐待事案への対応について、その対応方法の妥当性の検証

秋田市障がい者虐待防止センターで実際に対応した事例（養護者による虐待：身体・心理的虐待、経済的虐待）を使用し、通報・届出からの終結まで時系列で対応について報告して頂き、関係機関との関わり、流れ等について確認し、共有を図った。

イ) 被虐待者の一時保護受入先拡充のための短期入所施設に対する施設提供の依頼について

市からの報告では、今年度は受入先の拡充には至らなかったとの報告があった。

しかし、現在、市では3施設との間で一時保護に係る契約を締結しているが、各事業所とも実際に空室があることが前提となっており、3施設とも満室である場合や感染症発生時などは、結果として一時保護が出来ないことも想定される。

加えて、被虐待者の障がい特性も多様であることから、出来るだけ多くの受入先を準備しておく必要があることを共通認識として確認した。

② 今後の検討課題

ア) 虐待対応事例の検証について（継続）

本年度は、事案への対応方法の妥当性の検証についても行う予定ではあった。しかし、事案によりその対応方法が異なることや事案対応の経験がない中では、妥当性の判断は難しいことから、まずは、引き続き、事例検討を通じたシュミレーションによりその対応手法について、検証していくこととしたい。

イ) 一時保護施設の拡充について（継続）

医療行為の必要となる方や行動障がいなど多様な障がい特性の方が被虐待者となることも想定されることから、そのような障がい特性にも対応出来る施設に直接出向き、受入先確保の必要性について説明するなどして拡充に努める必要がある。

ウ) 一時保護終了後の対応について

施設において被虐待者を一時保護出来る期間については、市との契約によりその上限が定められている。（26年度は1回5日以内が原則）そのため、一時保護後の障害福祉サービス等の利用に向けた調整など、一時保護終了後の対応について、相談支援事業所としての関わりも含め検討していく必要がある。

(4) 自然災害等への対応、連絡体制の整備について

① 協議の成果

ア) 災害時アクションプランの周知方法について（各障害福祉サービス事業所宛）

平成25年度に部会において作成した災害対応の役割分担や連携体制を記載した「災害時アクションプラン」の周知として、部会事務局となる障がい福祉課から事業所宛に周知するのが効果的であるとの協議結果となった。

そのため、平成26年10月に同課から障害福祉サービスを提供している運営法人等に対して、同プランを電子メールにより送付し、活用を呼びかけた。

イ) 携帯電話メール機能を活用した連絡体制の構築について

災害関連・対策情報に係る携帯電話メール機能の活用について、第1回の相談支援・就労部会合同部会において、各委員が所持している携帯電話の電子メールアドレスの情報提供の依頼を行った。その後、7月2日に、これまでに情報提供を頂いた委員もあわせ、事務局である障がい福祉課から同課管理の携帯電話メール機能を活用して試験送信を行った。結果、相談支援事業所で登録頂いた17名へ試験メールを送信し、12名との受信確認をもらい、メール機能を活用できることが確認された。

なお、今年度は、台風等による自然災害の警戒情報として5回の情報提供が行われた。

② 今後の検討課題

ア) メール機能を活用した双方向での連絡体制の構築に向けた検討

自然災害関連等の情報提供については、現在、事務局である障がい福祉課からの単方向のみでの送信となっている。しかし、実際の災害発生時などは、事務局のみでは把握しきれない地域情報もあることから、そのような際に携帯電話メールアドレスの登録者から障がい福祉課管理の携帯電話に情報提供してもらうなど、双方向での情報配信による有意義な活用が可能となるよう、その方法について検討していく。

イ) 自然災害等に運用するメール連絡について

各委員が所持している携帯電話は、個人所有のものも多く、必ずしも業務専用端末として使用しているとは限らない。そのため、業務上使用すると言っても、個人所有の端末に係る情報を提供することに躊躇したり、メールアドレス情報を提供するにあたり、職場内での検討が必要など、メールアドレス情報の提供が当初想定していたよりも少ない状況となっている。

そのような状況から、各事業所に対して、災害時等の情報共有の必要性について再度、理解を求めて行く必要がある。

5 今後の部会での協議等について

(1) サービス等利用計画の作成プロセスの意思統一について

サービス等利用計画作成に関する業務において、サービス担当者会議の開催、モニタリングの実施等各相談支援事業所での対応に違いがあることから、相談者がより良い支援を受けられるよう、特定相談支援に関するプロセスを統一し、今後新たに開設される相談支援事業所についても統一したプロセスのもとに支援ができるよう協議していきたい。

(2) 困難事例に対する検討について（継続）

困難事例への対応を積み重ねて行くことで、地域における福祉サービスや社会資源の評価に繋がるとともに、今後の市の整備していくべきサービス等も見えてくると思われる。

そのためにも、各相談支援事業所が抱えている疑問点について情報共有を行い、困難事例について、継続して協議し、障がい種別ごとの対応等について、理解を深めるとともに課題解決への糸口を見出すよう事例検討を行っていききたい。

(3) 基幹相談支援センター等の整備の方向性について

市が平成29年度までに設置するとされている「基幹相談支援センター」等について、その役割について、相談支援部会として、各相談支援事業所が現在抱えている問題等を抽出し、センターにもってほしい機能、持たせるべき機能について、事務局および関係機関を交え、設置に向けた検討を行っていききたい。

(4) 社会資源の掘り起こしに向けた検討について

これまでの部会では、主に当該年度に取り組むべき課題の解決に向けた情報提供をするといった形での開催が多かった。今後は、秋田市の障がい福祉施策の向上のためにも、各事業所等が把握している社会資源にかかる情報を提供してもらいなどし、その資源の活用方法について、活発な意見交換が行えるような場としていきたい。